



広
報

おおくわ

2023.

8

● 農業委員が決まりました 2 P

No.586

農業委員が 決まりました

任期満了に伴い農業委員会の委員が改選されました。委員は地区推薦、団体推薦、一般応募により、6月定例議会で承認を得て、村長から任命されました。

任期は令和5年7月20日から令和8年7月19日まで3年間で、各委員の担当地区は表のとおりです。

なお委員の選出内訳は、地区推薦が1名（殿地区）、団体推薦が1名（商工会）、一般応募8名となっております。

農業委員会

農業委員会は、法律により市町村に設置される行政委員会です。

農業委員会は農地法に基づき、次のような事務を行っています。

農地の権利移転など、農地法において農業委員会の許可が必要と定められている手続きに関する審査を、法に定められた基準や現地の状況などを総合的に判断し行います。

また、農地利用の最適化の推進のため、農業の担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止、新規就農者の参入支援の促進などを行います。

所有する農地の利用について、困ったことや気になることがあれば、地区担当の農業委員か農業委員会事務局（産業振興課農林係）に相談してください。

所有する農地の利用について、困ったことや気になることがあれば、地区担当の農業委員か農業委員会事務局（産業振興課農林係）に相談してください。



瓜尾 豊
(新田4)



志波 英利
(東上)



原田 弘恵
(長野西)



原 洋司
(新田5)



東野 幸夫
(下条)



木戸口 茂
(下在2)



大屋 藤和
(和村上)



田尻 敦司
(東上)



舟島 美咲
(大島)



古根 正二
(殿下)

農業委員										担当地区
木戸口 茂	瓜尾 豊	原 洋司	田尻 敦司	古根 正二	志波 英利	原田 弘恵	大屋 藤和	舟島 美咲	東野 幸夫	
	野尻(川向、阿寺、上在、旭町、上町、本町、横町、新田、下在)			小川、殿中、殿下	東、東外向、中、弓矢、西、下落		大野、田光	門前、越坂、橋場、大島、下条	上郷、和村、須原(上町、本町、仲町、茶屋町、門前)、越坂、橋場、大島、下条	

農地法って何？

農地法は食料の安定供給のため、農地を保護し、農地が適切に利用されるように規制・調整することを目的に昭和27年に制定された法律です。

対象となる土地は「農地（田・畑）」と「採草放牧地」です。

現時点で耕作が行われていない土地であっても、原則登記地目で判断されるため、休耕地であっても「農地」とされます。

「採草放牧地」は主に家畜の飼料を採るためや、放牧するための農地以外の土地です。

農地法による規制には、権利の移動、農地の転用、転用目的の権利移動があります。

権利の移動

農地を農地のままで、売買や賃貸等の権利の移動を行う場合は農地法第3条の規制を受けます。

農地の売買等を行う場合、権利移動後も農地として適切に管理（耕作等）することを確認するため、各自自治体の農業委員会の許可が必要となります。許可を受けず

に売買等の契約を行った場合、罰則の対象となります。

農地の転用

農地（田・畑）を宅地や山林等に変える場合に農地法第4条の規制の対象となり、農業委員会を通じて、県に許可申請が必要となります。許可を受けずに転用した場合は、工事の中止や原状回復命令が出される可能性があり、罰則もあります。

ただし、2a未満の自己所有地を農業用施設（温室・農業用倉庫など）の用地とする場合は許可が不要で、採草放牧地についても規制の対象外です。

転用目的の権利移動

これは、農地法第5条により規制の対象となる事項で、第4条との違いは、所有者自身が農地転用を行うのではなく、権利を譲り受けた者がその後転用を行う場合に適用されるといえます。また、第4条と違い採草放牧地についても規制の対象となります。許可が

必要なことや違反転用時の罰則有無などは第4条と同じです。

農地法違反の罰則

農地法に違反した場合、3年以下の懲役または300万円以下の罰金に処される可能性があります。

違反事由は、権利移転違反、農地転用違反、原状回復命令違反などです。

農地法は農家以外だとあまりなじみのない法律ですが、遊休農地に家を建てたり、車の駐車スペースを作ったり、資材置き場としたりするような場合に農家でない人にも関係する法律です。農地で耕作以外のことをする場合は村または農業委員会へ問い合わせてください。

地域計画

村では、農地の効率的な利用や地域内外から農地の担い手確保を目的として、地域計画を策定します。この計画は、改正された農業経営基盤強化促進法で策定を義務付けられたもので、令和6年度末までに公表を行います。

地域計画では、村の農地の中で「守るべき農地」を設定し、10

年後の利用状況見込みを反映させた地図を作成します。現時点では、基盤整備済みの農地や今後、担い手への集約や地域内外からの新規参入が見込める農地を「守るべき農地」とする予定です。作成後は、地図を参考に農地の集積利用や新規参入促進を検討します。

「守るべき農地」を所有する農家の皆さんには、意向調査や地図作成作業に協力をお願いします。

災害対応

近年、激しい雨が多くなり、農地の畦畔が崩れる、頭首工が破損する等の災害事例が増えています。災害は条件によって、国や県の支援を受けて復旧することができません。条件の確認のためにも、激しい雨の後は、10日以内に頭首工などの異常の有無の確認を行い、異常がある際は産業振興課農林係まで連絡してください。

▼問い合わせ先
産業振興課農林係
Tel * 55・3080



モルックが 寄贈されました

6月28日、木造住宅推進協議会より大桑村にモルックが3セット寄贈されました。

寄贈されたモルックは、村教育委員会で借りることができます。



▲寄贈されたモルック

モルックとは？

モルックは、1996年にフィンランドで開発されたニュースポーツで日本では2018年から2019年にメディアに取り上げられたことで多く認知されました。シンプルルールで、走る、蹴るなどの動きもないことから、性別や年代を問わず楽しむことができるスポーツです。

問い合わせ先

大桑村教育委員会生涯学習係
Tel **55・1020

こどもの人権 相談強化週間

8月23日から29日は、子どもをめぐる様々な人権問題の解決を図るための活動を強化することを目的とした、全国一斉こどもの人権相談強化週間です。

期間中、相談窓口の平日の受付時間を延長するとともに土日も相談ができます。

いじめ、虐待等、子どもの人権に関する悩みごとなどの相談に最寄の法務局職員、人権擁護委員が応じます。

秘密は固く守られます。ひとりで悩まず気軽に相談してください。

こどもの人権1110番
(全国共通・無料)

0120・007・1110

受付時間

《強化週間中》

平日8時30分から19時

土日10時から17時

《強化期間以外》

平日8時30分から17時15分

人権講演会の開催

人権に関する講演会を開催します。

日時 9月5日(火)

場所 大桑小学校 体育館

演題 『子どもの本で世界を旅する』

講師 アフリカ子どもの本プロジェクト代表

さくま ゆみこ氏



講師の紹介

翻訳家、JBBY (日本国際児童図書評議会) 理事、アフリカ子どもの本プロジェクト代表。令和2年度より、大桑村在住。小学校、図書館で本の読み聞かせなどを行っています。

参加申込 入場は無料

参加希望の人は、事前申し込みが必要です。

8月28日(月)までに住民課住民係へ申し込んでください。

その他 駐車場は小学校、妙覚寺、野尻地区館です。

問い合わせ先

住民課住民係 Tel **55・3080

村営駐車場使用者募集

村営駐車場の使用者を募集しています。使用を希望する人は問い合わせてください。

募集駐車場

▼須原駐車場（須原駅横）

募集区画…5区画

月額使用料…2,500円



▲須原駐車場位置図

▼野尻第1駐車場（野尻駅横）

募集区画…6区画

月額使用料…3,000円



▲野尻第1駐車場位置図

▼野尻第2駐車場（古谷歯科医院横）

募集区画…2区画

月額使用料…3,000円



▲野尻第2駐車場位置図

▼野尻第3駐車場（旧宮林署横）

募集区画…3区画

月額使用料…3,000円



▲野尻第3駐車場位置図

▼問い合わせ先
総務課企画財政係
TEL * 55・3080

水舟が新しくなりました

7月16日、西尾酒造前など須原宿内の2か所で新しい水舟の設置作業が行われました。一昨年（令和3年）に続き、須原地区の住民で作る須原宿景観形成住民協定運営委員会が主体となり、5月に原木を調達し、新しい水舟の製作を進めてきました。作業は6回行われ、延べ90人が参加しました。

運営委員会の榎秋浩二さん（仲町）は「一昨年と今年の活動で、長い水舟4基を新しくすることができた。3年かけて製作したことで、地域の人たちへ技術を引継ぎ、自分たちで作ることができるよう体制が確立できた。失われない技術にすることができた」と話しました。



▲設置の様子



▲製作の様子



▲新設された水舟

夏のクマに注意



夏のこの時季、クマが人里に下りてくる理由は、山の中の食べ物がないためです。また、1〜2歳の子グマが親離れし、1頭で暮らし始める時期でもあり、このような若いクマは山を登って生活するクマ（主に成獣のオス）を避け、標高の低い地域で生活することが多くなります。結果、人里近くに出没し、農作物への被害や人身被害へ繋がることになります。

クマと遭遇しないために

クマと遭遇しないために次のことに注意してください。

★鈴、ラジオ、笛などを携帯する
聴覚や嗅覚が人より優れるクマは鈴の音などが聞こえると自ら避けてくれます。

★朝夕の行動は避け、複数人で行動する

朝夕はクマが活発に活動します。この時間帯に山に入るとは避けるようにします。また1人ではなく複数人で行動しましょう。

★周囲を確認する

釣りなどで溪流沿いを移動する場合、水の音でクマも人もお互いに気付かず接近してしまうことがあります。

★クマの痕跡を見つけたら近づかない

山はクマの生息地です。足跡や糞などを見つけたら近づかず引き返しましょう。

★子グマを見たら立ち去る

子連れの母グマは子グマを守るために人へ攻撃することがあります。子グマを見かけたら、そっと立ち去りましょう。

大桑村のクマ出没件数

- 村における最近の出没状況です。
- 令和3年度 61件/年間
- 令和4年度 61件/年間
- 令和5年度 31件/7月末時点

現状の出没件数は例年並みで昨年より若干増加傾向となっています。

▼問い合わせ先

産業振興課農林係
Tel * 55・3080

農作業安全運動月間（秋）

9月1日（金）から9月30日（土）は秋の農作業安全運動月間です。

長野県と長野県農作業安全推進会議では、農作業安全に対する意識の高揚及び農作業事故防止の徹底を図ることを目的として次の3点を目標としています。

- 1 農作業死亡事故ゼロ運動の推進
- 2 高齢農業者の事故防止
- 3 道路通行時の交通事故防止

また、重点推進事項を次の9点としています。

- (1) シートベルト・ヘルメット着用の徹底
- (2) 乗用型トラクターへの安全フレーム・安全キャブの装着徹底
- (3) 脚立を用いる高所作業での安全確認の徹底
- (4) 管理機の事故防止
- (5) 刈払機使用時における保護

メガネ等保護具の着用促進

(6) 農業機械・施設の日常点検整備の励行と点検整備中における事故防止

(7) 安全な運転操作と周囲の安全確認の徹底

(8) 家族への作業場所の伝達とゆとりをもった農作業の実施

(9) 労働災害保険等への加入促進

長野県では令和4年の農作業による死亡事故が9件発生しており、そのすべてが65歳以上となっています。特に高齢農業者による事故の割合が高くなっています。家族や仲間同士で互いに声を掛け合い安全に農作業をしましょう。

▼問い合わせ先

産業振興課農林係
Tel * 55・1020

寄付をいただきました

6月23日、大桑村建設事業協力会（半坂純孝会長（株）半坂土木）から災害時の防災用資材の購入に充ててほしいと10万円の寄付をいただきました。

ありがとうございます。



のぞきど森林公園 指定管理者決定

村議会6月定例会で、のぞきど森林公園の指定管理者が決まりました。

指定管理者

有限会社 平田管業店

指定期間

令和6年4月1日～
令和9年3月31日（3年間）

交通安全表彰

交通安全功労者や優良運転者が表彰を受けました。受賞者は次のとおりです。

緑十字銅賞

交通安全功労者

井上 淳（小川）

興野 敦（東上）

優良運転者

古根 淳（弓矢下）

木曾交通安全協会会長・ 木曾警察署長連盟表彰

交通安全功労者

山瀬 聡（長野中）

中学校相撲部 北信越大会出場

8月に石川県金沢市で行われる中体連北信越大会相撲競技に出場する、大桑中学校相撲部の大畑喬士さん（2年生）、藤懸慎多郎さん（同）、舟島優斗さん（同）が大桑村役場を訪れ、貴舟村長に大会への出場を報告しました。

生徒を代表して藤懸さんが「北信越大会へ出場できることとなった。支えてくれた人達への感謝を忘れずに頑張りたい」とあいさつし、村長は「『村の代表』として頑張ってきてほしい」と激励の言葉を贈りました。



森の里の秋まつりを開催します

10月14日（土）11時（予定）

キッチンカーの出店

飲食・物産販売

ステージ発表

花火

を予定

出店者募集

4年ぶりの秋まつりを盛り上げるため、飲食・物産販売の出店者を募集します。

出店対象

誰でも参加できます。※ただし、内容の審査があります。

出店料

村内の参加者は無料です。

参考出店例：【飲食店】五平餅、ソフトクリーム、ジュース、じゃがバター、ポップコーン、焼きそば等
【物産販売】おもちゃ、手作り小物、アクセサリー、フリーマーケット等
【体験】射的、パズル、ダーツ、子ども向け体験コーナー等

申込方法

問い合わせてください。後日、申込書を送付します。

申込期限

8月31日（休）まで



▲過去の出店の様子

花火について

花火は協賛花火を予定しています。
協賛金の支払い方法等は後日、回覧でお知らせします。

問い合わせ先

大桑村観光協会事務局
Tel** 55 - 4566

地域おこし 協力隊です。

伏えんたて館ひと和

大桑村の皆さん、こんにちは。地域おこし協力隊の空き家担当、伏館です。ちょうどこれを書いているときに、4年ぶりの野尻の祭りが開催されましたが、早いもので、今年ももう折り返し地点を過ぎたわけです。

そして、この半年で9件の空き家を空き家情報バンクに登録していただきました。村内外の所有者からも問い合わせをいただいております。これまでの3年間の活動で少しずつ空き家情報バンクの認知度が高まっているものと思われま。

これまでの活動をしっかりと継続していくとともに、より多くの村内引っ越し希望者、村外の移住希望者を増やしていくため、新しい取り組みも増やしていきたいと思ひます。

活動について

前回と変わりませんが、これまでと同様、毎月の空き家相談会開催、空き家情報バンクを補

足するためのブログ運営、空き家の内覧・売買契約サポートなどの活動を行っています。細かいところでは、固定資産税納付書に空き家情報バンクのダイレクトメールを同封し村外の所有者に告知をしています。

今後はもう少し幅を広げて、アンテナショップ（銀座NAGANO等）での移住PRや、空き家ツアーを開催したいと思っています。

最近の動向

空き家登録件数増加に伴い、購入・賃貸希望者も増えています。

皆さんも実感があると思います。皆さんも実感があると思います。春先から本格化していて、海外の観光客に木曾地方が大人気になっています。そういった記事がTVやWebニュースで多く紹介されるにつれて、国内の移住希望者にも木曾が注目されるようになったのだと思ひます。

今まではあまりいませんでしたが、木曾地方に住みたい、以前に観光で来た大桑村が気に入った、など明確に木曾という場所を意識した方が増えています。また、空き家情報バンクを見て気に入った

物件だけを見に来るのではなく、多少の妥協点はあっても物件を数件回るような内覧の仕方に変わっています。こういった人たちは、物件そのものよりも木曾地方、または大桑村という土地を重視しているものと思われま。

したがって、『下水道につながっていない（汲み取り式）』『大規模な改修が必要』など、多少の不具合があっても、木曾・大桑村という場所にある家であれば、興味を持ってくれる可能性が増えてきているとも言えます。

空き家所有者の方へ

空き家相談会へのお申込み、または仕事で帰りが遅いなどお忙しい方は私に直接ご連絡いただいても結構ですので、遠慮なくご相談いただければと思ひます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

伏館 携帯番号

TEL 080-69632-3615

(月曜日を除く)

✉ okuwa.kyouryoku.e@gmail.com

屋外広告物 適正化旬間

9月1日(金)から9月10日(日)は屋外広告物適正化旬間です。屋外広告物の管理者には、定期的な点検が義務付けられています。

定期点検の対象

次のものを除く屋外広告物(営利・非営利問わず)

【対象外】

はり紙、立看板、広告幕、アドバルーン、壁面等に描かれたものなど

点検時期

屋外広告物を表示、設置等したとき及びその後3年以内こと

点検項目

本体部・取付け部の変形や腐食、ボルト・ビスなどのサビや緩み、表示面の破損や汚染、照明の取付け状況など

点検結果の保管

点検結果の記録は、屋外広告物を除却するまで保管が必要です。詳しくは問い合わせてください。

▼問い合わせ先

総務課企画財政係

TEL * 55 - 3080



子どもたちの睡眠

今、世界の中でも睡眠時間が短いのは日本人で、特に40代の女性だと考えられています。日本人の睡眠時間の減少が顕著になってきたのが1995年頃で、専業主婦が減り、共働き世帯が増えてきたところからあらわれてきました。

40代になると社会でも中心的な役割を担うようになり、仕事量も増え、さらに家事や育児も大変な時期になってきます。保護者が睡眠がとれていないので、子どもた



ちの睡眠時間が短くなってくるのも必然です。

また、日本の子どもの睡眠時間が短い原因として、欧米は幼いころから子どもは1人、子ども部屋で寝る習慣があり、大人が夜ホームパーティーをしても子どもは1人で寝ます。日本は添い寝文化で、保護者が起きていると子どもと一緒に起きていることが多いと考えられます。今回は睡眠について考えてみます。

子どもの睡眠で心配なこと

2014年に全国の小中高生を対象に睡眠の調査が行われました。文部科学省は調査の結果から、睡眠時間が短く、朝ご飯をとっていない子どもほど「自己肯定感」(自分のことが好きだと思えること)が低く、何でもないのにイライラする、いわゆる「キレやすさ」傾向にあります。子どもたちの気持ちに影響が出ていることがわかると報告しています。



昼寝と夜の眠りをバランスよく

子どもの昼寝は、眠る時間に個人差がありますが、午後8か月頃には午前と午後各1回ぐらいいなり、1歳2か月頃を過ぎると午後1回程度になってきますが、昼間しっかりと元気に活動すると夜もしっかりと眠れます。

人間には1日の体内リズム(脳の中に1日が25時間の体内時計があるといわれています)があり、午後3時30分以降も昼寝をすると夜の寝つきが遅くなります。午後3時30分前には起きるようにすることが大切です。

また、早寝早起きの習慣を身につけ、朝は太陽の光で体のリズムをリセットすることが大切です。

眠るために必要なこと

次に子どもたちが眠るために必要なことは何かを紹介します。

① 昼間たっぷり遊ぶこと。

できるだけ外で遊び、室内でも体と頭を使うようにして遊ばしましょう。



② 夕方以降は部屋を明るくしすぎない。

暗くなることでメラトニンが出るようになります。メラトニンは心を落ち着かせ、免疫力を高め、老化防止にもつながります。テレビやスマホの明るい光はよくありません。寝る前ではできるだけ使うのをやめましょう。

③ 安心して眠る。

不安なことがあると覚醒の調整機構の影響で眠れません。子どもが安心して眠れるようになることが大切です。

必要な睡眠時間は個人差があり、「何時間寝るべき」と一概に言えるものではありませんが、午前中に眠気が来ないよう睡眠時間をしっかりと確保することが、子どもたちの心身の健康を保つことの基本となってきます。



引用：「母の友」福音館書店
「食べ物文化」めばえ社

物価高騰対策
生活応援商品券を
配付しました

問 産業振興課商工観光係
TEL * 55・3080

全世帯に「2023 おお
くわ物価高騰対策生活応援
商品券」を配付し、村民の
消費を支えます。

配付対象世帯

7月1日時点で村の住民
基本台帳に登録されている
世帯

配付金額

1万円分(千円券10枚)

使用期限

令和5年9月30日(土)

取扱店

村内96店舗で使用できま
す。

詳細は配付された一覧表
を参照してください。



▲ 2023 おおくわ物価高騰
対策生活応援商品券

法律何でも相談会
お知らせ

問申 大桑村商工会
TEL * 55・3130

日頃から、仕事や生活の
中の悩み事、法律に関する
ことで困っていませんか。

長野県弁護士会と長野県
商工会連合会木曾支部で
は、木曾地域で毎月1回、
無料法律相談会を開催して
います。9月は大桑村商工
会が会場となります。

日時

9月26日(火)

場所

大桑村商工会館

時間

午後1時から午後3時

※予約制です。必ず開催会
場となる商工会に予約し
てください。

子どもための
養育費相談会

問 長野県司法書士会
TEL 026・232・7492

全国一斉で司法書士によ

る養育費に関する無料電話
相談会を実施します。

日時

9月2日(土) 10時〜21時

電話番号

0120・567・301

相談例

- ・養育費の話をしないまま
離婚したが、今から払っ
てもらえるのか
- ・養育費が急に支払われな
くなってしまった。
- ・養育費を減額(増額)し
てほしい。

放送大学
入学生募集

問 放送大学

長野学習センター

TEL 0266・58・2332

放送大学は、10月入学生
を募集しています。

10代から90代の幅広い世
代約8万5千人以上の学生
が、大学を卒業したい、学
びを楽しみたいなど、様々
な目的で学んでいます。

授業には3つのスタイル
があり、BS放送やイン

ターネットで視聴する、ま
た講師から直接受ける授業
があります。

心理学・福祉・経済・歴
史・文学・情報・自然科学
など、300以上の幅広い
授業科目があり、1科目か
ら学ぶことができます。
卒業すれば学位を取得で
きます。

資料請求は無料です。気
軽に問い合わせてください。

出願期間

- 第1回 8月31日(木)まで
- 第2回 9月12日(火)まで

KISSO起業塾

問 木曾地域振興局

商工観光課

TEL 25・2228

長野県木曾地域振興局商
工観光課主催のKISSO起
業塾を開催します。

日程

- 第1回
9月1日(金) 13時〜17時
起業に向けたマインド
セット

- 第2回
9月19日(火) 13時〜17時
マイ事業を考える
- 第3回
9月28日(木) 13時〜17時
マイ事業の磨き上げ

会場

木曾合同庁舎

- 第1回 401・402
会議室
- 第2回 講堂
- 第3回 講堂

対象者

木曾地域で起業に興味の
ある人

定員

15名

講師

秋葉 芳江 氏

長野県立大学大学院
ソーシヤル・イノベー
ション研究科、グローバ
ルマネジメント学部教授

応募締切

8月18日(金)



▲ 申込フォーム

9月の行事予定

1 金
2 土 押しレコ！（図書館）
3 日
4 月
5 火 健康教室（野尻地区館）
6 水
7 木 らくらく筋トレ教室（野尻地区館）
8 金
9 土
10 日 もぐもぐリサーチ（図書館）
11 月
12 火 健康教室（野尻地区館）
13 水 ゴールデンシューズの日（スポーツ公園） おはなし会（図書館）
14 木 らくらく筋トレ教室（野尻地区館）
15 金
16 土 県立歴史館出前講座（役場多目的ホール）
17 日 図書館 de シネマ（図書館）
18 月
19 火 健康教室（野尻地区館）
20 水 なんでも相談（野尻地区館）
21 木 敬老会（多目的ホール） らくらく筋トレ教室（野尻地区館）
22 金
23 土 図書館開館1周年
24 日
25 月
26 火 健康教室（野尻地区館）
27 水
28 木 らくらく筋トレ教室（野尻地区館）
29 金 桑華祭（大桑中学校）
30 土 桑華祭（大桑中学校）

※新型コロナウイルスの状況により中止になる可能性があります。



教室	会場	時間	開催日
英会話	①	14:00	6、13、21、27
英会話	①	19:30	6、13、21、27
押し花教室	②	10:00	15
パッチワーク	⑦	9:30	13、27
レザークラフト	⑦	9:30	5、19
陶芸教室	④	10:00	22、23
コール・マルベリー	①	19:30	6、20
	②	19:30	13、27
詩吟岳風会大桑教室	⑥	13:00	5、12、19、26
大正琴糸瀬会	③	13:00	12、26
リフレッシュヨーガ	⑦	19:00	6、13、20、27
ヨガ	②	14:00	9、23
あゆみ整体教室	⑦	19:00	11、25
フラ教室〈昼〉	⑤	13:30	4、11、25
フラ教室〈夜〉	⑤	19:30	5、12、26
大桑ダンシングフレンズ	⑤	14:00	2、16、30
日本舞踊はなやぎ会	⑤	14:00	9、23
池坊いけばな教室	③	12:30	12、26
笑いヨガ	②	13:30	28

会場 ①役場、②野尻地区館、③須原地区館、④殿分館、
⑤村民体育館、⑥橋場分館、⑦弓矢分館
※各教室とも随時参加者を募集しています



7月12日 小学校 人権の花運動



7月7日 保育園 七夕会



7月の できごと



7月21・22日 鹿嶋神社例大祭



7月14・15日 須佐男神社例大祭



村の人口

1,496 世帯 (前月比 - 4 世帯)	男 (人)	女 (人)	計 (人)
出生	0	0	0
死亡	2	5	7
転入	5	3	8
転出	7	4	11
総人口 (前月比)	1,624 (- 4)	1,722 (- 6)	3,346 (- 10)

(8月1日現在・住民基本台帳登録人数)

9月の緊急当番医

日	緊急医名	電話番号
3日(日)	田沢医院 (木曾町開田)	44-2008
10日(日)	奥原医院 (木祖村)	36-2264
17日(日)	王滝村診療所 (王滝村)	48-2731
18日(月)	原内科医院 (木曾町福島)	22-2678
23日(土)	芦沢医院 (上松町)	52-2018
24日(日)	古根医院 (大桑村)	55-1188

木曾病院 (木曾町福島) TEL 0264-22-2703
 坂下診療所 (中津川市坂下) TEL 0573-75-3118
 中津川市民病院 (中津川市) TEL 0573-66-1251

表紙によせて

6月28日、大桑中学校で地域のひととのコミュニケーションや交流を深めることを目的とした「Friendly」講座が行われました。

グラウンドで行われたニュースポーツでは、教育委員会とスポーツ推進委員の指導の下、モルックが行われました。「思ったより難しい」などの声も聞きましたが、徐々に作戦を考えたり、投げ方を工夫したりとチーム戦を楽しんでいました。

他にもキャンプ、スクラップブック、押し花、茶道、狩猟、陶芸の合計7つの講座が行われ、生徒それぞれが、普段は体験できない活動を行いました。

